国会公契第24号
国営管第624号
国営計第183号
国営建技第11号
令和8年3月27日

大臣官房官庁営繕部　各課長　殿
各地方整備局　総務部長　殿
　　営繕部長　殿
北海道開発局　事業振興部長　殿
　　営繕部長　殿

大臣官房　会計課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
大臣官房官庁営繕部整備課長
（公印省略）

国土交通省直轄営繕工事における週休２日の取組方針について

建設業の働き方改革を推進する観点から、「営繕工事における週休２日促進工事の実施について（改定）」（令和７年３月25日付け国会公契第50号、国営管第617号、国営計第170号、国営建技第６号）により、営繕工事において労務費等の補正等の試行を行う週休２日の取組を行う工事（週休２日促進工事）を実施してきたところであるが、これまでの取組状況等を踏まえ、令和８年度以降に発注する工事について、下記のとおり行うこととしたので通知する。

記

１．対象工事等
国土交通省直轄営繕工事を対象とする。

２．令和８年度以降の週休２日の取組方針
他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、多様な働き方が求められていることから、地域の実情や現場の状況等を踏まえ、週休２日や交替制など、適切な方法により取り組むものとする。
なお、これまで実施してきた週休２日促進工事の取組は完了とし、今後は労務費等の補正等を実施しないものとする。

３．多様な働き方の支援

多様な働き方を支援する観点から、発注者は、施工期間・時間等の変更について受注者から協議があった場合には、丁寧に協議に応じるものとする。

附　　則

１　本通知は、令和８年４月１日以降に入札手続を開始する工事に適用する。

２　以下の通知（以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、令和８年３月 31 日までに入札手続を行う工事については、旧通知による。

（１）令和７年３月 25 日付け
国会公契第 50 号、国営管第 617 号、国営計第 170 号、国営建技第６号
「営繕工事における週休２日促進工事の実施について（改定）」

（２）令和７年 12 月 10 日付け国営積第７号
「営繕工事における週休２日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）」